

会 議 録

第7回定例会

開会 平成28年7月21日

教育委員会会議録

- 1 開 会 平成28年7月21日 午前10時
- 2 閉 会 平成28年7月21日 午前11時10分
- 3 出席委員 教育長 美馬 持仁
委 員 松重 和美
委 員 坂口 裕昭
委 員 西 泰宏
委 員 田村 典子
委 員 三牧 千鶴子
- 4 出席者 副 教 育 長 木下 慎次
教 育 次 長 森本 俊明
教 育 次 長 栗洲 敬司
教 育 創 生 課 長 藤井 博
特 別 支 援 教 育 課 長 榊 浩一
教 育 文 化 課 長 草野 純一
教 育 政 策 課 長 東條 正芳
教 育 政 策 課 副 課 長 木野内 敦

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

《議案第23号 平成29年度徳島県立中学校生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

松重委員：「特色ある」とはどのような特色を徳島県の県立3中学校でうたっているのか。受検資格で帰国子女というのがあるが、グローバル性をうたっているのなら海外からの移住者等への対応をどうするのかをはっきりした方がよい。グローバル性を重視しているのなら、むしろ外国人を積極的に受け入れるべきであり、学校生活の中で外国人にもいろんな配慮を行い、受け入れて欲しい。生徒が違う環境で育った人といっしょに学習・生活することは、グローバル性につながると思う。徳島県は外国人の受け入れについて、そんなに多くはないと思うので、これからそういった視点も必要かと思う。

教育長：グローバル人材の育成を考える中で、外国人の受け入れという視点を持つことも大切なことである。

松重委員：中・高でやっていけるのであればやったほうがいい。

教育長：まずは、留学生等の把握をしないといけない。

松重委員：おそらく留学生の受け入れは海外、特にアメリカなどは当然の話だ。

坂口委員：実際、東南アジア、なかでもシンガポールや台湾の子どもたちに日本の県立中学校、あるいは小学校から9年間、日本の学校に通えるということで募集をしたら、応募はあると思う。大学時に留学するのはポピュラーな話。

アメリカとかなら中学、高校の中に留学生が普通にいる。感受性が高い時に外国の人とふれあうのは大切だと思う。

就職の面接時に、海外に留学したことがあるという大学生に留学期間を聞くと、半年とか1年と答える。半年や1年で海外のことを知ったつもりでいる。それよりもむしろ、中・高時代の感受性の高い時期に、海外で育った人と同じ教室にいて、一緒に生活することが勉強になるのは間違いない。

教育長：中学校でもそうだが、高校の受け入れ体制についてもそういう視野を持っておかなければならない。

坂口委員：スポーツの特定分野にはあると思う。特に私立の高校等でアフリカ等からマラソン選手を受け入れている。必ずしもスポーツに特化したことではないが、それを県立でやるというのは相当インパクトがあると思う。

松重委員：ある面で、地方創生ではないが、海外から来てくれると非常に大きなメッセージになる。特に県立学校でやると大きい。

教育長：いくつか予想されるハードルもある。授業でどこまでの支援ができるか等、きちんと体制を整えないといけない。今後も検証をしていく必要がある。

松重委員：教師全体の英語力とか、宗教や食事の問題もでてくる。そういうのを顕在化することが、一種の身近なグローバル化になると思う。

坂口委員：これから子どもが少なくなるのを考えると、何らかの個性、少数精鋭が重要になる。実際にグローバル人材というのを教育方針でうたっている以上は、それに対応した方策が必要。

教育長：今後の課題として外国人の受け入れというのも考えながらやっていかないといけない。

教育長 議案第23号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第23号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第24号 平成29年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容を説明する。

<質 疑>

松重委員：英語の検査でのリスニングテストはどういった形で行っているか。

教育創生課長：英語検査の最初に行っている。CDに録音してある問題文を流して、それを聞いて解答をしていく形式である。

松重委員：将来的には、検査でスピーキングとかを検討しているか。

教育創生課長：学力検査でスピーキングを課するというのは、評価の面ですぐに実施することは難しいと思う。

松重委員：学力検査というのではなく、TOEIC、英検などに代替するというのも総合的な評価に繋がる。将来的に小学生にも英語が入ってきて、今後、対応が求められるようになると思う。

教育長：センター試験でもスピーキングの導入等について、いろいろ検討されている。ICTの学校への導入がどのくらい進むのかにもよるが、今は客観的な評価が十分できないのかなと思う。国の動向も見ながら、考えていかなければならない。英語力もバランス良くということもあるので、その方向の可能性もあるとは思う。

教育創生課長：確かに英語の能力を判断するのはスピーキングの力も必要かと思うが、それが当日の検査なのか、調査書等で判断していくのかも踏まえて考えていくべきと考えている。

松重委員：試験というのは、教育の評価、在り方を象徴的にするものだと思う。逆に言えば、試験を変えると日頃の教育の中に早く浸透する。日本の試験制度はこのような特徴があり、試験制度が変わると、学校の教育、塾の制度等がかなり変わると思う。大学入試と同様に検査を考えると、今までのやり方の修正だけでなく、先進的にとらえる場として考えて行って欲しい。

教育長：入試がいい目標になれば、教育が変わっていくということを実感しているところであるが、大きな課題としてしっかりと考えていかなければならない。

教育創生課長：他県の先進的な事例を調べながらやっていかなければならない。確かに、試験を目標に生徒は学習をしていくので、学力の向上に大きな影響があるのは確かだと思う。

松重委員：徳島県が先例事例になるようにしていければ良いと思う。

教育長：英語であれば英検やTOEIC、TOEFLなどが新しいセンター試験でどう取り入れられるのか。これからの課題として常に検証していかなければならない。

教育長 議案第24号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第24号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 平成29年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内について》

教育長 説明を求める。
教育創生課長 内容を説明する。

〈質 疑〉
なし

《議案第25号 平成29年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項について》

教育長 説明を求める。
特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

西委員：みなと高等学園の第1次募集で不合格となった場合、第2次募集を受検することは可能か。

特別支援教育課長：大丈夫です。

受検資格の条件を満たしていれば、受けていただいて結構です。

教育長：みなと高等学園には、病弱と知的障がいの科があるが、それを変えることはできないですね。

特別支援教育課長：そうです。商業ビジネス科と情報デザイン科が病弱の科で、生産サービス科と流通システム科が知的障がいの科となっている。

教育長 議案第25号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第25号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 平成29年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧
について》

教育長 説明を求める。
特別支援教育課長 内容等を説明する。

<質 疑>

なし

《議案第26号 文化財の指定の諮問について》

教育長 説明を求める。
教育文化課長 内容等を説明する。

<質 疑>

松重委員：現在、生業でされているのか。

教育文化課長：はい、そうです。

松重委員：原料の楮、ミツマタとかは近くでとれるのか。

教育文化課長：はい。それ以外にも、新しいものとのコラボレーションということも取り組んでいる。

松重委員：和紙の製造もいろいろあるが、何か特徴とかあるのか。

教育文化課長：そういうものではなくて、他地域でも同じ方法で製造されているが、県の中では伝統的な製法として認められているというもの。

教育長：最後の11頁に載っている大まかな製法は同じだが、用具とかに地域の違いはあるのか。

教育文化課長：詳しく見ていくと、違いはある。

田村委員：指定されるのと、されないのではどういった違いがあるのか。

教育文化課長：個人にお金が出るとかはない。県の指定だと、指定者がいる自治体の文化財登録数ということで報告される。

無形の場合は、認定されている、されていないで認知度の違いがあり、PRの度合いの違いかと思う。

教育長：PRして、今後の継承という点で役に立てばということか。
お子さんが継いでいくものか。

教育文化課長：これは技法なので、お弟子さんがいらっしゃれば、お弟子さんになる。
今回はまだ諮問なので、文化財保護審議会の答申が出てきて、それに合わせての指定になる。

教育長 議案第26号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。

教育長 議案第26号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項3 登録有形文化財（建造物）の登録について》

教育長 説明を求める。

教育文化課長 内容等を説明する。

松重委員：徳島県は、国宝がないということで全国で知られているが。

教育文化課長：徳島と宮崎です。宮崎は、昔からの宮崎県由来の動産が他県にあるということだが、本県はそれも含めてない。

松重委員：それに向けての努力はされているのか。

教育文化課長：今回の登録もそうだが、国宝になるには文化財的価値があるもので、それを見るのは学会になる。専門家の方たちが、「これは国宝の価値がある」とその分野の人たちが、学術的価値を認めなければならない。その価値を高めるために、登録や県指定を通じて学術的研究をして、知ってもらう。県民が知るのもそうだが、学術的価値の観点から、専門家の人たちに知ってもらうためにも、このような物件の指定・登録を進めていくことが実現に繋がっていくと考えている。

教育長：研究していただかなければいけないということですね。

教育文化課長：世界遺産の登録に向けての動きを参考にしてみるのもよいかもしれない。国際シンポジウムの際、イコモス（国際記念物遺跡会議）の専門家を呼んできて、実際に見てもらって、世界遺産としての価値について助言してもらっている。

教育長：漫然と見ているのではなくて、国宝へ向けての地道な方法もあるし、これはというものには傾注してやっていかななくてはいけない。

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時10分